

## 緊急通報システムで 安心安全な毎日を ～非常用ボタンをご活用ください～

ひとり暮らしの高齢者や身体に障がいのある方を対象とした、緊急通報システムを紹介します。急病など在宅中に身の危険を感じた時、非常用ボタンを押すと警備会社へ緊急出動要請、また利用者への安否確認を行います。

### ■対象者

南部町に住所を有する方で

- ・概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者
- ・高齢者のみの世帯、またこれに準ずる世帯に属する高齢者
- ・身体障がい者のみの世帯、またこれに準ずる世帯に属する身体障がい者

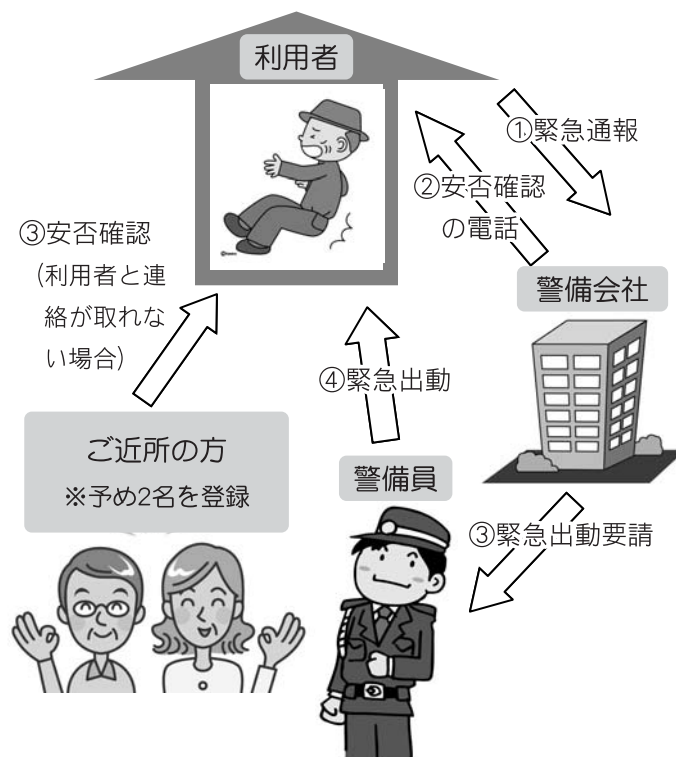
### ■利用料

- ・加入費用（初期費用）／  
非課税世帯は5,250円、課税世帯は10,500円
- ※別途料金で携帯タイプのレンタルができます
- ・月額使用料／997円
- ・出動料金／町が負担

### 【申請・問い合わせ先】

健康福祉課（健康管理センターすこやか内）  
☎66-5524

### 緊急通報システムのしくみ



### コミュニティ通訳ボランティアを派遣します

言葉のサポートをする「コミュニティ通訳ボランティア」を派遣します。お近くでお困りの外国出身の方がいらっしゃいましたら、ぜひこの制度をご案内ください。

■派遣対象(例)／保育園や学校の入園・入学説明会や、行政機関窓口での手続きや相談での通訳  
※授業補助、学習指導（日本語指導）などの学習支援や家庭訪問などの個人宅での通訳は対象外です。

■依頼できる方／県内の保育園、学校、教育委員会、行政機関および県内在住の外国出身者

■依頼方法／派遣依頼書をご提出ください。  
(ホームページ：http://www.torisakyu.or.jp)

■その他／出来るだけ早めにお申し込みください  
(直前の申し込みや通訳言語によっては派遣できないこともあります)

### 【問い合わせ先】

鳥取県国際交流財団 米子事業所 ☎34-5931

### 預金保険制度をご存知ですか？

預金保険制度とは、万が一、金融機関が破たんした場合に、一定額の預金等を保護するための制度です。預金保険の対象となる金融機関は、日本国内に本店がある銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等です。

預金保険制度により、当座預金や利息の付かない普通預金等（決済用預金）は、全額保護されます。定期預金や利息の付く普通預金等（一般預金等）は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までその利息等が保護されます。それを超える部分は、破たんした金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部支払われない可能性があります。

預金制度のご質問は預金保険機構、または最寄りの金融機関等にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

預金保険機構 ☎03-3506-6000  
http://www.dic.go.jp/